

株主の皆様へ

東京都港区芝公園二丁目4番1号

昭光通商株式会社

代表取締役社長 稲 泉 淳 一

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、議決権行使期限の平成30年3月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送をお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
ベイサイドホテルアジュール竹芝 14階 「天平の間」
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第98期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第98期（平成29年1月1日から平成29年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 株式の併合の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shoko.co.jp/>）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告(平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価や賃金水準の改善には鈍さが見られるものの、欧米を中心に世界経済の堅調な回復傾向の流れを受け、個人消費や設備投資に底堅さが見られ、景気は安定的に回復した状況で推移しました。

当社グループは、平成28年度からスタートした5ヶ年の中期経営計画に掲げた「リスク予測機能の強化」「成長分野への投資、不採算事業からの撤退」「主要顧客への深耕、新規顧客開拓、高収益事業への進出」「エンドユーザー密着型ビジネスモデルの構築」「東南アジア地域を重点エリアとした事業展開」の5つの全体戦略に取り組んでおりますが、平成26年に買収した当社連結子会社が、特定の顧客との間で、買収前から実体を伴わない取引をしていたことが判明し、連結子会社化した時点に遡って決算を一部訂正いたしました。当社は、平成29年4月17日に公表いたしました「特別調査委員会調査報告書」の指摘事項を踏まえ、再発防止策の検討・実施・モニタリングを行う社長直属のプロジェクトチームを同月21日に設置しました。同年6月26日に東京証券取引所に再発防止のアクションプランである「改善報告書」を提出し、12月27日には、改善措置の実施状況および運用状況を記載した「改善状況報告書」を提出いたしました。当社は、外部専門家に助言を仰ぎつつ、本改善報告書に則り諸施策を実施し、再発防止、リスク管理の強化に努めております。

そのような状況の中、当連結会計年度の当社事業は、為替相場や原料価格の変動による影響を受けたものの、主要商品の販売は概ね好調に推移しました。しかし、特別調査に関する費用等を一般管理費に計上したこと、また前期には、支払が遅延していた売掛債権の一部回収による貸倒引当金戻入益や、オフィスビルの竣工による販売がありました。当期はこれらの要因がなかったこと等から、売上高は増収となったものの、営業利益、経常利益、および親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,243億26百万円(前期比1.7%増)、営業利益は15億80百万円(前期比23.4%減)、経常利益は19億67百万円(前期比7.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は21億30百万円(前期比2.9%減)となりました。

事業セグメント別の業績は以下のとおりであります。

(化学品)

化学品部門につきましては、化学品関連は、国内・海外共に主力商品の販売および新規開発商材の販売も好調に推移し、増収となりました。

科学システム関連は、主力商材の販売を順調に伸ばしましたが、その他の材料の販

売が伸びず、売上高はほぼ前期並みとなりました。

食品関連は、グリシン・アラニン等の食品添加物の販売は堅調でしたが、畜産品の販売低調の影響が大きく、減収となりました。

肥料農材関連は、農業資材の販売は前期並みを維持したものの、肥料は価格下落の影響を大きく受け、減収となりました。

以上の結果、売上高は 386 億 43 百万円（前期比 7.9%増）、営業利益は 5 億 40 百万円（前期比 14.4%増）となりました。

（合成樹脂）

合成樹脂部門につきましては、国内取引では、堅調な需要に加え、当連結会計年度平均の国産ナフサ価格も前期比で上昇し、増収となりました。

また、貿易取引では、中国・韓国・台湾向け輸出案件の受注を伸ばし、増収となりました。

以上の結果、売上高は 336 億 9 百万円（前期比 4.3%増）、営業利益は 63 百万円（前期比 9.2%増）となりました。

（金属）

金属部門につきましては、軽金属関連は、圧延品の販売が増加し、二次合金やスクラップも国内需要が伸長し、増収となりました。

無機材料関連は、耐火材や研削材等の販売が好調に推移し、増収となりました。

以上の結果、売上高は 371 億 2 百万円（前期比 6.0%増）となりましたが、既に取り引を中止した鉄鉱石取引で、当期は貸倒引当金戻入益がなかったことから、営業利益は 4 億 66 百万円（前期比 43.5%減）となりました。

（生活環境）

生活環境部門につきましては、住宅建材関連は、ジャストベース[®]（固定柱脚）の大型案件の受注が増加しましたが、管材・外壁材の販売が振るわず、減収となりました。

不動産関連は、前期に新築オフィスビルの販売がありましたが、当連結会計年度には同様の大型案件が無く、大きく減収・減益となりました。

エレクトロニクス関連は、平成 29 年 4 月に LED 事業の連結子会社（昭光エレクトロニクス株式会社）の株式全てを昭和電工株式会社へ譲渡したことに伴い、減収となりました。

以上の結果、売上高は 103 億 50 百万円（前期比 32.5%減）、営業利益は 1 億 85 百万円（前期比 59.6%減）となりました。

（海外その他）

海外その他部門につきましては、連結子会社の Shoko Tsusho (Thailand) Co., Ltd. は、合成樹脂部門について、主力の自動車向けを中心にほぼ前期並みとなりましたが、金属部門は、亜鉛相場高騰に加え、亜鉛地金の新規顧客開拓が奏功し、増収となりました。

以上の結果、売上高は46億20百万円（前期比18.8%増）、営業利益は3億29百万円（前期比32.6%増）となりました。

なお、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、当期の期末配当につきましては、平成27年度に中国鉄鋼関連取引に関わる損失で悪化した財務内容が、十分に回復していないことから、無配とさせていただきます。

事業セグメント別売上高

（単位：百万円）

期別 区分	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比増減		主要商品等
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率	
化学品	35,798	29.3%	38,643	31.1%	2,845	7.9%	有機・無機化学 品、食品、肥料・ 農業資材、分析機 器等
合成樹脂	32,230	26.4	33,609	27.0	1,379	4.3	合成樹脂原料・製 品等
金属	34,997	28.6	37,102	29.8	2,104	6.0	アルミ地金、軽圧 品、セラミック ス、炭素、レアア ース等
生活環境	15,323	12.5	10,350	8.3	△4,973	△32.5	建材、不動産、電 子材料、機械等
海外その他	3,890	3.2	4,620	3.7	729	18.8	輸出入取引全般、 保険、総合人材ビ ジネス等
合計	122,240	100.0	124,326	100.0	2,085	1.7	

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達状況

当社は、金融機関からの借入金、コマーシャル・ペーパーの発行による資金調達を行いました。また、安定的な資金繰りを確保するため、親会社である昭和電工株式会社から140億円の劣後ローンの借入を行っております。

(4) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

1. 再発防止への取り組み

平成 27 年の中国鉄鋼関連ビジネスにおける多額の貸倒引当金計上に続き、連結子会社である株式会社ビー・インターナショナルの資金循環取引問題により過年度決算の訂正を行う事態となり、株主や投資家の皆様をはじめ、お客様や取引先等のステークホルダーの皆様の信頼を大きく低下させる結果となりました。

当社は、問題の再発を防止し、信頼を回復することを経営の最優先課題と位置づけ、平成 29 年 4 月 17 日に公表いたしました「特別調査委員会調査報告書」の提言に基づき、社長直轄の組織横断的な再発防止プロジェクトチームの下、ガバナンス強化、与信管理強化、リスク管理強化、を中心とする改善措置を講じ、運用を開始いたしました。

今後も本プロジェクト体制を継続し、これまでに実施した改善策を定着させるとともにリスクに対する感覚を磨き、更なる改善に向けた活動を推進してまいります。

2. 新たな中期経営計画の策定

当社グループでは、リスク管理の強化、ガバナンスの強化とともに、既存事業の収益基盤の安定化と中長期での持続的成長を実現するため、平成 31 年を初年度とする新たな中期経営計画の基本方針を、以下のとおり策定いたしました。今後、この基本方針に沿って、アクションプランを具体化してまいります。

①事業構造改革

- ・当社グループは、基盤である原材料販売事業の収益率向上と成長余地（周辺商材開拓や加工・サービス機能の付加）を徹底的に深堀し、2つの成長軸による事業構造改革でお客様に価値を提供し、持続的成長を目指します。

・Global 成長軸

海外サプライヤーの発掘・関係強化により、汎用原材料の輸入と三国間貿易を拡大します。また、「商品主管本部」によるリスクマネジメントを徹底し、アジアを中心に海外事業を拡大いたします。

・Value Chain 成長軸

加工製品事業・サービス事業を中心に「選択と集中」による事業規模の適正化を推進し、強化・成長する分野に資源をシフトいたします。非注力分野、不採算事業については売却・撤退等を進めます。

②経営マネジメント改革

・再発防止策の継続

当社グループのリスク管理能力を高めるため、スリーラインディフェンスの推進体制のもと、与信管理・取引審査の充実、グループガバナンスの強化・効率化、内部監査の高度化、役員・従業員の教育、危機管理体制の整備に積極的に取り組んでまいります。

- ・経営のPDCAサイクルの確立
経営指標の「見える化」を進め、組織各階層の権限と責任を明確化し経営効率・経営品質の継続的向上に取り組んでまいります。
- ・営業力強化
当社グループが武器とする「提供価値」を再定義し顧客に対する主体的な「提案力」を強化いたします。

③人材改革

「人材こそ商社のすべて」という認識のもと、「リスク管理力」、「提案力」、「チャレンジマインド」を有した人材を育成し、人材面からの経営基盤強化を進めます。

(6) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第95期 (平成26年)	第96期 (平成27年)	第97期 (平成28年)	第98期 (平成29年) (当連結会計年度)
売 上 高	177,777	130,956	122,240	124,326
経 常 利 益	1,086	488	2,120	1,967
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (△は損失)	△1,192	△12,785	2,194	2,130
1株当たり当期純利益 (△は損失)	△10.90円	△116.83円	20.06円	19.47円
総 資 産	80,213	61,128	58,744	59,510
純 資 産	16,686	2,851	4,959	7,478

(注) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

昭和電工株式会社は、当社の議決権の44.0%を保有しており、当社を連結子会社として位置づけております。

同社は、石油化学、化学品、エレクトロニクス、無機、アルミニウム等の事業部門を有する会社であり、当社は化学品部、軽金属部、無機材料部等を中心に同社の製品の国内外への販売の一部を担当するとともに、同社に対して資材の一部を納入する等の関係がありますが、当社の自立性を保った営業活動を行っております。

人的関係については、当社取締役6名のうち3名、監査役5名のうち3名は同社出身であります。

また、事業運営におきましては、当社独自の方針に基づき事業展開を行っております。資金面では、同社から劣後ローンの借入を行っております。

②親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社の昭和電工株式会社に対する商品販売および当社の商品購入価格は、取引の都度、市場の実勢価格を勘案して決定しております。また、回収支払条件については、一般の回収支払条件に準じております。当社の昭和電工株式会社からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。

なお、当借入には劣後特約が付されております。

また、当社は昭和電工株式会社と融資枠設定契約を締結しております。当事業年度末の融資枠は、100億円で、借入実行残高はありません。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会を中心とした当社独自的意思決定を行っております。

③重要な子会社の状況

区 分	会 社 名	資 本 金	出 資 率	主要な事業内容
化 学 品	昭 光 ハ イ ポ リ マ ー 株 式 会 社	60 百万円	79.63%	有機・無機薬品、石油化学製品、合成樹脂製品の販売
	株式会社ビー・インターナショナル	50 百万円	100%	化学品および関連商品の輸入販売
	昭 光 サ イ エ ン ス 株 式 会 社	50 百万円	100%	理化学機器、同消耗品、安定同位体試薬等の販売
	昭 光 通 商 ア グ リ 株 式 会 社	50 百万円	100%	肥料製造、販売および農業用資材の販売
	大 利 両 毛 ア グ リ 株 式 会 社	4 百万円	100%	肥料、農薬、農業資材等の販売
	昭 和 培 土 株 式 会 社	99 百万円	100%	各種培養土の製造販売
合 成 樹 脂	コ ス モ 化 成 工 業 株 式 会 社	10 百万円	100%	防湿梱包用バリアー等の製造販売
金 属	昭 和 電 工 ア ル ミ 販 売 株 式 会 社	249 百万円	65%	アルミニウム製品の製造販売
生 活 環 境	協 三 軽 金 属 株 式 会 社	20 百万円	100%	アルミスペーサーの製造販売
	日 東 工 事 株 式 会 社	35 百万円	100%	建築・土木工事、高圧ガス関連設備、機器の設置
海 外 そ の 他	昭 光 通 商 (上 海) 有 限 公 司	64,000 千 米ドル	100%	輸出入取引全般および中国国内取引
	韓 国 昭 光 通 商 株 式 会 社	1,400,000 千 韓国ウォン	100%	輸出入取引全般および韓国国内取引
	台 湾 昭 光 貿 易 股 份 有 限 公 司	8,000 千 台湾元	100%	輸出入取引全般および台湾国内取引
	Shoko Tsusho (Thailand) Co., Ltd.	253,000 千 タイバーツ	100%	輸出入取引全般およびタイ国内取引
	昭 光 通 商 保 険 サ ー ビ ス 株 式 会 社	20 百万円	100%	保険代理店業
	株 式 会 社 ゆ ー ら む	10 百万円	100%	人材派遣、人材紹介事業

- (注) 1. 当社の連結対象子会社は上記に記載の16社であります。
 2. 大利両毛アグリ株式会社は、当社の100%子会社である昭光通商アグリ株式会社の子会社であります。

(8) 主要な事業内容

営業品目	工業薬品、合成樹脂、医薬品、肥料、農薬、農業資材、農産物、食品、畜産物、軽金属、レアアース、黒鉛電極、研削材、耐火材、脱酸材、鋳産物、機械装置、土木建築用資機材、電子材料、情報機器、精密化学用品、理化学機器、蒸発器、不動産関連事業、保険代理店業、総合人材ビジネス業、地盤改良事業、発電事業、電気売買事業
製造品目	有機・無機複合肥料、液体肥料、重窒素化合物、窒素酸化物、育苗培土、理化学機器および消耗品、アルミニウム製品

(9) 主要な事業所等

当 社 本 社 東京都港区
支 店 大 阪 (大阪市北区)
名古屋 (名古屋市中村区)
福 岡 (福岡市中央区)
営業所 大 分 (大分県大分市)

連結子会社

昭光ハイポリマー株式会社 (東京都千代田区)
株式会社ビー・インターナショナル (東京都港区)
昭光サイエンス株式会社 (横浜市青葉区)
昭光通商アグリ株式会社 (東京都港区)
大利両毛アグリ株式会社 (茨城県ひたちなか市)
昭和培土株式会社 (宮城県加美郡加美町)
コスモ化成工業株式会社 (埼玉県越谷市)
昭和電工アルミ販売株式会社 (大阪市阿倍野区)
協三軽金属株式会社 (東京都港区)
日東工事株式会社 (東京都北区)
昭光通商(上海)有限公司 (中国)
韓国昭光通商株式会社 (韓国)
台湾昭光貿易股份有限公司 (台湾)
Shoko Tsusho(Thailand)Co.,Ltd. (タイ)
昭光通商保険サービス株式会社 (東京都港区)
株式会社ゆーらむ (東京都港区)

(10) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
525名	25名減

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
昭 和 電 工 株 式 会 社	14,000

百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 109,413,202株（自己株式 3,301,485株を除く。）

(2) 株主数 8,558名

(3) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
昭 和 電 工 株 式 会 社	47,901	43.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	1,973	1.80
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	1,801	1.64
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNTS ESCROW	1,371	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口 5)	1,340	1.22
昭 光 通 商 従 業 員 持 株 会	1,201	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口)	1,137	1.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口 1)	1,126	1.02
損 害 保 険 ジャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	1,018	0.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口 2)	977	0.89

(注) 持株比率は自己株式 (3,301千株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 社長	稲泉 淳一		
取締役	大野 淳	事業開発推進室長	昭光通商アグリ株式会社 代表取締役社長
取締役	水谷 温	企画部、経理部に 係る業務担当	
取締役	齋藤 豊	総務部、審査法務 部、監査室に係る 業務担当	
取締役	灘 利浩		
取締役	八田 賢一		
常勤監査役	天野 賢		
監査役	酒井 仁和		
監査役	神田 浩一		昭光通商アグリ株式会社常勤監査役 大利両毛アグリ株式会社監査役 昭和培土株式会社監査役
監査役	桜井 修平		石井法律事務所弁護士
監査役	廣田 正昭		廣田公認会計士事務所所長 日本メルセン株式会社社外監査役

- (注) 1. 平成29年3月30日開催の第97回定時株主総会において稲泉淳一、八田賢一の両氏は、新たに取締役に選任され就任し、天野賢氏は、新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 当事業年度中に退任した役員（役名は退任時）
代表取締役社長 宮崎孝（平成29年3月30日退任）
取締役 小川和夫（平成29年3月30日退任）
3. 取締役灘利浩、八田賢一の両氏は、社外取締役であります。
4. 常勤監査役天野賢、監査役酒井仁和、桜井修平、廣田正昭の各氏は、社外監査役であります。
5. 社外監査役酒井仁和氏は、昭和電工株式会社にて財務・経理の経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役廣田正昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、灘利浩、八田賢一、桜井修平、廣田正昭の各氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める「独立役員」として届けております。当社は各氏につき、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

定款の定めに基づき、当社は、社外役員全員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 8名 63百万円（うち社外 3名 13百万円）

監査役 5名 47百万円（うち社外 4名 41百万円）

上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額21百万円を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

監査役桜井修平氏の兼職先である石井法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

監査役廣田正昭氏の兼職先である廣田公認会計士事務所および日本メルセン株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	灘 利浩	当期開催の取締役会24回のうち24回出席し、総合的な製鉄化学関連会社での経営に長年携わった経験をもとに議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	八田 賢一	平成29年3月30日に取締役に就任後開催された取締役会16回のうち16回出席し、総合商社での経営に長年携わった経験をもとに議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
常勤監査役	天野 賢	平成29年3月30日に監査役に就任後開催された取締役会16回のうち16回、監査役会14回のうち14回出席し、親会社昭和電工株式会社での、総務・人事部門での経験をもとに議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	酒井 仁和	当期開催の取締役会24回のうち24回、監査役会20回のうち20回に出席し、親会社昭和電工株式会社での、財務・経理部門での経験をもとに議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

区分	氏名	活 動 状 況
監査役	桜井 修平	当期開催の取締役会24回のうち24回、監査役会20回のうち19回に出席し、弁護士としての豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	廣田 正昭	当期開催の取締役会24回のうち24回、監査役会20回のうち20回に出席し、公認会計士としての豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	54百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち昭光通商（上海）有限公司、Shoko Tsusho (Thailand) Co., Ltd. の2社は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
3. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度の会計監査計画の内容、監査実績、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算定根拠等を精査した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項第2項に定める同意を行っております。
4. 上記のほか、当事業年度において前事業年度に係る報酬を53百万円支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断される時、その他その必要があると判断される場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は取締役会において決議した当社および子会社の内部統制の基本方針の下で、業務執行の適法性・効率性等の確保に努めるとともに、その実効性が一層高まるよう、監査役会および社外取締役の意見等を踏まえて、内部統制の見直しおよび改善を進めています。

概要および運用状況は以下のとおりです。

1. 当社および子会社の取締役・使用人等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社および子会社は、コンプライアンスの強化を経営の最優先課題と認識し、全社的な推進姿勢として「企業行動規範」「企業行動指針」を策定し、研修等を通じて指導・周知徹底を図るとともに、当社および子会社の取締役・使用人等がそれぞれの立場で自らが主体的に法令および定款等を遵守して業務の遂行に当たります。

総務担当役員を委員長とし、本部長、支店長ならびにスタッフ部門の部長、室長を構成員とした「コンプライアンス委員会」を設け、当社および子会社の「コンプライアンス推進リーダー」を通じてグループ全体のコンプライアンスのより一層の浸透を図ります。また、当社および子会社は、グループ内において内部通報制度を設け、問題の未然防止やその早期発見に努め適切な対応を行います。

当社および子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、毅然とした態度で臨みます。

【運用状況】

当社グループでは経営方針の中に適切なガバナンスとリスク管理に基づく堅実経営の方針を掲げており、1月を「企業倫理月間」に指定して、企業倫理とコンプライアンスに関わる日常の行動を省みております。「私たちの行動規範と実践の手引き」を読み、職場で話し合い、それを誠実に実行することを確認し合っております。

「企業行動規範」および「企業行動指針」は、常に社内で閲覧できる状態にあり、機会ある毎に社内周知しております。また当事業年度は、「コンプライアンス委員会」を2回開催し、当社および子会社から受けた内部通報内容をはじめとする重点確認事項に関し、報告しました。

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除条項の契約への記載を必須としているほか、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を継続的に実施しました。

2. 当社の取締役の職務の執行に関わる情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会や経営会議等の議事録、決裁書等の文書は、法令および社内の文書管理規程に基づく保存・管理を徹底し情報セキュリティの確保を行います。

個人情報の取扱いについては、個人情報保護方針と同管理規程に基づき対応します。

【運用状況】

当社は、取締役会議事録、重要な意思決定に係る電磁記録を含む文書等の取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程およびこれらに関する規程等に従って保存・管理しております。また、取締役、監査役および会計監査人等が必要に応じて閲覧、謄写できるアクセス手段を整理しております。

個人情報については、個人情報保護方針と同管理規程に基づき適切に対応しております。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、重要案件について、原則として毎月二回定期的に開催される、取締役・監査役および社長が指名した本部長・部長等で構成される経営会議において、その戦略性・リスクの内容と程度・成果等を重視し多角的に審議を行います。グループ全体に影響を与える可能性のあるリスクについては、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、その下に「コンプライアンス委員会」「安全保障貿易管理委員会」「債権審議委員会」を設置し、各委員会の対象となるリスクの分析・評価を行い適切な措置で対応します。なお、平時においては、各部門の自立的な管理を基本とし、リスクの分析・評価・対応を専門部門と相談した上で、決裁制度を通じてリスクの管理を行います。

また、事故・災害等の危機発生時には、社長を本部長とする「非常対策本部」を設置する等、防火防災管理規程により対応します。

【運用状況】

当社および子会社の主要なリスクについて、社長を委員長とする「リスク管理委員会」等を通じて当社および子会社社長または管理責任者から定期的に報告を受け、その管理状況を確認しました。また、平成 29 年 10 月、危機発生時の「緊急対策本部」設置に関する条項を「リスク管理規程」「リスク管理委員会規則」に追加するとともに、新たに「危機管理要領」を制定しました。加えて、緊急対策本部の活動の実効性を高めるため、同年 10 月、対策本部員用の危機管理マニュアルを作成し、有事の体制を明確にしました。

社長決裁および取締役会上程前の予備審査を充実させるべく、平成 29 年 7 月より「債権審議委員会」に代えて「グループ与信管理委員会」を設置しました。その位置づけは、「リスク管理委員会」の下部委員会として審査担当役員が議長を務める「債権審議委員会」から、社長が委員長として直轄する会議体に格上げしたもので、従前は当社の取引に限っていた審議範囲をグループ会社の取引にまで拡大しました。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の意思決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行います。また、必要に応じて臨時取締役会を開催する等して、効率的かつ迅速な運営を図ります。

業務の運営は、「経営基本規程類」「経営組織規程類」「業務運営規程類」により、業務分掌・権限等を明確化し、迅速な意思決定と効率的な業務の推進を基本とします。

また、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、それに基づく各単年度予算により、各部門はその目標達成に向け具体的な施策を立案・実行します。

【運用状況】

当事業年度は、取締役会を24回開催いたしました。定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要事項について意思決定するとともに、取締役会が取締役の職務の執行状況等のモニタリングを行いました。

事務局は、平成29年6月より、取締役会での指摘事項を「取締役会指示事項等連絡書」に記載し、対応期限を明示して関係部署に通知することにいたしました。さらに関係部署から対応結果の報告を受け、適切な対応が行われたことを確認した後、取締役、監査役に報告しております。

5. 当社および子会社における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社は、コンプライアンスを企業集団の最優先課題として掲げ、研修・指導等を通じて周知徹底を図ります。また、「コンプライアンス相談窓口」の活用を子会社にも適用し、グループ全体としてコンプライアンスの実効性を上げます。

当社および子会社の業務執行を効率的に運営するため、グループ全体の経営の目指す方向として、グループ全体の、中期経営計画を定め、年度の課題および目標値を年間実行計画として設定し、これに基づく業績管理を行います。

また、当社と子会社はグループ会社経営規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報についての定期報告を義務づけ、さらに、子会社の重要な業務執行の決定については、事前協議事項としています。

当社および子会社は、財務報告の適正さについて重い責任を負っていることを認識の上、グループ全体における財務報告の適正性を確保するための体制とシステムを整備します。また、財務報告の適正を確保するために、その重要性を全社員に対しあらゆる機会を捉えて周知徹底を図ります。

当社および子会社は、財務報告書の作成過程において虚偽記載ならびに誤謬等が生じないようにIT利用による統制も含め実効性のある内部統制を構築します。

監査役および内部監査部門は、必要に応じ子会社を対象に、監査や診断等を実施します。また、監査役は、主要な子会社の監査役と定期的な会合を持ち、連携を図ります。

【運用状況】

当社および子会社のコンプライアンス、内部統制の更なる強化を実施するためにグループ会社経営規程および与信管理規程等の見直しを行いました。また、当社は、管理・牽制機能の改善が必要と判断した子会社に対し、当社がこれを補完する体制を構築いたしました。

監査役および内部監査部門は、子会社を対象に、必要と思われるビジネスリスクを踏まえた監査や診断等を実施しました。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、求めに応じ、監査役の業務補助のために監査役のスタッフを置くこととし、その場合は、当該スタッフの取締役からの独立性および監査役からの当該スタッフに対する指示の実効性を確保します。

【運用状況】

当事業年度は、監査役の職務を補助すべき使用人は設置しておりません。

7. 当社および子会社の取締役・使用人等が、当社監査役に報告するための体制

監査役は、取締役の重要な意思決定や職務の執行状況を把握するために、取締役会や経営会議等重要な会議に出席するとともに、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を供覧し、また当社は、社内関係部署の必要な報告を行います。

なお、著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、法令または社内規程に従い、直ちに監査役に報告いたします。

また、当社および子会社の取締役・使用人等は、当社監査役から業務執行等に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

さらに、当社は、グループ会社経営規程で、子会社の取締役・使用人等が、当社監査役へ直接報告する体制を整備し、当社監査役へ報告（間接的な報告を含む）を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないこととしております。

【運用状況】

監査役に報告すべき事項の報告を行った取締役および使用人等が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けた事例は、認められませんでした。

8. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が、期初に策定した監査方針・監査計画に基づき、監査役監査基準により行われる監査の実効性を高めるために、監査役の往査等への適切な対応を行います。

社長は、当社および子会社が対処すべき課題、監査上の重要事項、監査環境の整備等について意見交換のために、当社監査役との定期会合を実施します。

内部監査部門および会計監査人は、監査結果の報告や定期的な会合等により、監査役との連携を図ります。

さらに当社は、監査役が職務を執行するために使用する費用について請求があった場合、その請求が職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはしません。

【運用状況】

社長は、監査役と定期的に会合をもち、当社および子会社が対処すべき経営課題、監査上の重要事項等について意見交換いたしました。監査役は、内部監査部門および会計監査人と定期的に監査上の重要事項について情報交換を行いました。また、監査役が職務を執行するために使用した費用請求について、会社は拒否をしておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	47,646	流 動 負 債	34,477
現 金 預 金	5,339	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	26,827
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	31,021	電 子 記 録 債 務	3,813
電 子 記 録 債 権	4,881	短 期 借 入 金	700
た な 卸 資 産	4,435	未 払 法 人 税 等	255
繰 延 税 金 資 産	589	賞 与 引 当 金	145
そ の 他 の 流 動 資 産	1,737	そ の 他 の 流 動 負 債	2,735
貸 倒 引 当 金	△357	固 定 負 債	17,554
固 定 資 産	11,864	長 期 借 入 金	15,000
有 形 固 定 資 産	7,169	預 り 保 証 金	862
建 物 及 び 構 築 物	1,396	繰 延 税 金 負 債	159
機 械 装 置 及 び 車 兩 運 搬 具	570	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	398
土 地	4,659	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,078
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	543	そ の 他 の 固 定 負 債	56
無 形 固 定 資 産	143	負 債 合 計	52,032
の れ ん	0	純 資 産 の 部	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	142	株 主 資 本	5,226
投 資 そ の 他 の 資 産	4,551	資 本 金	8,021
投 資 有 価 証 券	3,669	資 本 剰 余 金	0
繰 延 税 金 資 産	11	利 益 剰 余 金	△2,315
長 期 未 収 入 金	8,525	自 己 株 式	△481
そ の 他 の 投 資 等	881	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,015
貸 倒 引 当 金	△8,536	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	249
資 産 合 計	59,510	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	902
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,009
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△146
		非 支 配 株 主 持 分	236
		純 資 産 合 計	7,478
		負 債 純 資 産 合 計	59,510

連結損益計算書 (平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		124,326
売 上 原 価		114,908
売 上 総 利 益		9,417
販売費及び一般管理費		7,837
営 業 利 益		1,580
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	120	
持分法による投資利益	348	
その他の営業外収益	99	568
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	111	
たな卸資産処分損	28	
その他の営業外費用	41	182
経 常 利 益		1,967
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	217	
子会社株式売却益	105	
関係会社出資金売却益	47	
その他の特別利益	20	391
特 別 損 失		
固定資産減損損失	40	
企業結合における交換損失	38	
その他の特別損失	24	103
税金等調整前当期純利益		2,255
法人税、住民税及び事業税		300
過年度法人税等		34
法人税等調整額		△271
当 期 純 利 益		2,192
非支配株主に帰属する当期純利益		61
親会社株主に帰属する当期純利益		2,130

連結株主資本等変動計算書（平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

項目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	8,021	0	△4,461	△479	3,081
当連結会計年度変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,130		2,130
自己株式の取得				△1	△1
土地再評価差額金取崩			2		2
連結範囲の変動			12		12
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	2,146	△1	2,144
当連結会計年度末残高	8,021	0	△2,315	△481	5,226

項目	その他の包括利益累計額						非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△59	10	904	959	△159	1,655	222	4,959
当連結会計年度変動額								
親会社株主に帰属する 当期純利益								2,130
自己株式の取得								△1
土地再評価差額金取崩								2
連結範囲の変動								12
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	308	△10	△2	50	12	359	14	373
当連結会計年度変動額合計	308	△10	△2	50	12	359	14	2,518
当連結会計年度末残高	249	0	902	1,009	△146	2,015	236	7,478

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

16社

昭光ハイポリマー(株)、(株)ビー・インターナショナル、昭光サイエンス(株)、昭光通商アグリ(株)、大利両毛アグリ(株)、昭和培土(株)、コスモ化成工業(株)、昭和電工アルミ販売(株)、昭光通商(上海)有限公司、韓国昭光通商(株)、台湾昭光貿易股份有限公司、Shoko Tsusho (Thailand) Co.,Ltd.、協三軽金属(株)、日東工事(株)、昭光通商保険サービス(株)、(株)ゆーらむ

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数
- ・主要な非連結子会社の名称
- ・連結の範囲から除いた理由

7社

昭亜(株)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の各合計額はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社数 2社
- ・持分法適用の非連結子会社の名称

昭亜(株)、昭光ファームネット(株)

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・持分法適用の関連会社の名称

コダマ樹脂工業(株)

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用除外の非連結子会社数

5社

- ・主要な会社等の名称
- ・持分法適用除外の関連会社数
- ・主要な会社等の名称
- ・持分法を適用しない理由

(有)エヌケイグローバル

11社

プラス産業(株)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の各合計額がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため持分法の適用から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

SHOKO SINGAPORE PTE.Ltd. は重要性が低下したため、興産ビルサービス㈱及び昭光エレクトロニクス㈱は全株式を譲渡したため、それぞれ連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用の範囲の変更

昭光プラスチック製品㈱は、株式移転により設立された持株会社の完全子会社となったため、持分法適用の範囲から除外しております。

なお、昭光プラスチック製品㈱は、平成29年10月1日付けで昭プラ㈱に社名変更しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はいずれも12月31日であります。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券の評価基準及び評価方法

・時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品

主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

・販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

ハ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び車両運搬具 2年～17年

ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率等に基づいて計上し、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の賞与支給見込額に基づき、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職により支給する退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を、翌連結会計年度より費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ のれんの償却方法及び償却期間

発生日以降5年間で均等償却しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。

また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。

ロ. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

ハ. 金額の端数処理

百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 追加情報

(中国関連取引について)

当社の連結子会社である昭光通商（上海）有限公司は、過年度において仕入増値税専用発票が未回収となっていたため、当該事実について中国税務当局に通報を行いました。その後、平成28年3月に一部の仕入先より、平成26年12月期に行った一部の取引について出荷の事実はない旨の通知を受けました。当社の調査では、当該通知にあった事実は確認されませんでした。中国税務当局による税務調査の進捗によっては、当社グループの損益等の状況に影響を及ぼす可能性があります。しかし、当該仕入先が消息不明となり、一定期間を経過したため、今後、仕入増値税専用発票の回収や税務調査の進捗は見込めないと判断しました。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	4 2 2 百万円
計	4 2 2 百万円

② 担保に係る債務

買掛金	2 0 1 百万円
計	2 0 1 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4, 5 0 1 百万円

(3) 保証債務

営業取引に対し保証を行っております。

昭ブラ(株)	2 6 3 百万円
昭光ファームネット(株)	1 6 百万円
計	2 8 0 百万円

(4) 受取手形裏書譲渡高 1 5 百万円

(5) 受取手形及び売掛金流動化に伴う譲渡高 2, 6 2 5 百万円
なお、資金化していない部分394百万円は、流動資産「その他の流動資産」に計上しております。

(6) 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年12月31日
再評価前の帳簿価額	1, 3 8 1 百万円
再評価後の帳簿価額	2, 6 8 0 百万円

評 価 の 方 法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年政令第119号）第2条第5号によるところの鑑定評価額により算定しています。

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額（時価が帳簿価額を下回る金額） 205百万円

上記のうち、賃貸等不動産に係る当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 49百万円

- (7) 連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権債務の会計処理は、手形交換日をもって決済処理をしております。したがって、当連結会計年度末日は銀行休業日のため、次のとおり当連結会計年度末日満期手形及び電子記録債権債務が含まれております。

受取手形	666百万円
電子記録債権	258百万円
支払手形	355百万円
電子記録債務	637百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	112,714,687株	－株	－株	112,714,687株

- (2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余剰資金は主に流動性の高い預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は支払金利の変動リスクや為替変動リスクに晒されておりますが、長期借入金に関しては、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、取引決裁規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的到时価や取引先企業の財務状況等を把握し、また市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。一部の長期借入金について、支払金利の変動リスクや為替変動リスクに対して、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（(注) 2. 参照）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預金	5,339	5,339	—
(2) 受取手形及び売掛金	31,021	31,021	—
(3) 電子記録債権	4,881	4,881	—
(4) 投資有価証券	913	913	—
(5) 長期未収入金	8,525		
貸倒引当金（※1）	△8,506		
差引	18	18	—
資産計	42,174	42,174	—
(1) 支払手形及び買掛金	26,827	26,827	—
(2) 電子記録債務	3,813	3,813	—
(3) 短期借入金	700	700	—
(4) 長期借入金	15,000	15,209	209
負債計	46,341	46,550	209
デリバティブ取引（※2）	0	0	—

※1 長期未収入金に対する個別貸倒引当金を控除しております。

※2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式等は取引所の価格によっております。

(5) 長期未収入金

長期未収入金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利の長期借入金の一部については金利スワップの特例処理、通貨スワップの振当処理の対象とされ（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップ及び通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価額等によっております。為替予約取引の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金及び買掛金の時価に含めております。金利スワップの特例処理、通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	2,756

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」に含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、神奈川県及びその他の地域において、賃貸等不動産を有しております。平成29年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は262百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
5,061	△64	4,997	4,246

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額は、減価償却費（64百万円）による減少であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。また、重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 66円18銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 19円47銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	35,194	流 動 負 債	25,121
現 金 預 金	2,512	支 払 手 形	863
受 取 手 形	5,436	電 子 記 録 債 務	3,688
電 子 記 録 債 権	3,869	買 掛 金	19,198
売 掛 金	18,096	未 払 金	393
商 品	2,241	未 払 法 人 税 等	68
販 売 用 不 動 産	12	前 受 金	68
繰 延 税 金 資 産	503	預 り 金	535
短 期 貸 付 金	1,733	賞 与 引 当 金	75
未 収 入 金	584	そ の 他 の 流 動 負 債	227
未 収 消 費 税 等	325	固 定 負 債	17,098
そ の 他 の 流 動 資 産	185	長 期 借 入 金	15,000
貸 倒 引 当 金	△306	預 り 保 証 金	684
固 定 資 産	12,868	繰 延 税 金 負 債	152
有 形 固 定 資 産	6,361	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	398
建 物	1,200	退 職 給 付 引 当 金	839
構 築 物	17	そ の 他 の 固 定 負 債	24
機 械 装 置	391	負 債 合 計	42,220
工 具 器 具 備 品	17	純 資 産 の 部	
土 地	4,312	株 主 資 本	4,750
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	422	資 本 金	8,021
無 形 固 定 資 産	65	資 本 剰 余 金	0
ソ フ ト ウ ェ ア	44	資 本 準 備 金	0
施 設 利 用 権	9	利 益 剰 余 金	△2,790
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	11	利 益 準 備 金	1,291
投 資 そ の 他 の 資 産	6,441	そ の 他 利 益 剰 余 金	△4,082
投 資 有 価 証 券	1,115	別 途 積 立 金	3,000
関 係 会 社 株 式	3,673	特 別 償 却 準 備 金	171
関 係 会 社 出 資 金	213	繰 越 利 益 剰 余 金	△7,254
長 期 貸 付 金	2,052	自 己 株 式	△481
差 入 保 証 金	319	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,091
保 険 料 払 込 金	41	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	189
長 期 未 収 入 金	22	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
そ の 他 の 投 資 等	64	土 地 再 評 価 差 額 金	902
貸 倒 引 当 金	△1,061	純 資 産 合 計	5,842
資 産 合 計	48,063	負 債 純 資 産 合 計	48,063

損益計算書 (平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		
商 品 売 上 高	94,970	
そ の 他 の 営 業 収 益	433	95,403
売 上 原 価		
商 品 売 上 原 価	90,297	
そ の 他 の 営 業 費 用	153	90,450
売 上 総 利 益		4,952
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,329
営 業 利 益		622
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	21	
受 取 配 当 金	569	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	70	660
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	98	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	532	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	34	665
経 常 利 益		618
特 別 利 益		
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	491	
子 会 社 株 式 売 却 益	212	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	186	
そ の 他 の 特 別 利 益	79	969
特 別 損 失		
固 定 資 産 減 損 損 失	7	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2	9
税 引 前 当 期 純 利 益		1,578
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△12
過 年 度 法 人 税 等		34
法 人 税 等 調 整 額		△215
当 期 純 利 益		1,772

株主資本等変動計算書 (平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	8,021	0	0
当 期 変 動 額			
特別償却準備金の取崩			
当 期 純 利 益			
自己株式の取得			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	8,021	0	0

項 目	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
		別途積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	1,291	3,000	214	△9,072	△4,565	△479	2,977
当 期 変 動 額							
特別償却準備金の取崩			△42	42	-		-
当 期 純 利 益				1,772	1,772		1,772
自己株式の取得						△1	△1
土地再評価差額金の取崩				2	2		2
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△42	1,817	1,774	△1	1,773
当 期 末 残 高	1,291	3,000	171	△7,254	△2,790	△481	4,750

(単位：百万円)

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△92	4	904	817	3,794
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の取崩					—
当 期 純 利 益					1,772
自己株式の取得					△1
土地再評価差額金の取崩					2
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	281	△4	△2	274	274
当 期 変 動 額 合 計	281	△4	△2	274	2,048
当 期 末 残 高	189	0	902	1,091	5,842

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

③ デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び工具器具備品 2年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率等に基づいて計上し、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の賞与支給見込額に基づき、当事業年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職により支給する退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を、翌事業年度より費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。
- ② 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ③ 消費税等の会計処理方法
税抜方式を採用しております。
- ④ 金額の端数処理
百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 追加情報

(中国関連取引について)

当社の連結子会社である昭光通商（上海）有限公司は、過年度において仕入増値税専用発票が未回収となっていたため、当該事実について中国税務当局に通報を行いました。その後、平成28年3月に一部の仕入先より、平成26年12月期に行った一部の取引について出荷の事実はない旨の通知を受けました。当社の調査では、当該通知にあった事実は確認されませんでした。中国税務当局による税務調査の進捗によっては、当社グループの損益等の状況に影響を及ぼす可能性があります。しかし、当該仕入先が消息不明となり、一定期間を経過したため、今後、仕入増値税専用発票の回収や税務調査の進捗は見込めないと判断しました。

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	4 2 2 百万円
計	4 2 2 百万円

② 担保に係る債務

買掛金	2 0 1 百万円
計	2 0 1 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3, 2 7 2 百万円

(3) 保証債務

営業取引に対し保証を行っております。

昭ブラ株	2 6 3 百万円
計	2 6 3 百万円

(4) 受取手形及び売掛金流動化に伴う譲渡高 2, 6 2 5 百万円
なお、資金化していない部分394百万円は、流動資産「未収入金」に計上しております。

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	7, 9 5 8百万円
② 長期金銭債権	2, 0 7 1百万円
③ 短期金銭債務	8, 0 1 9百万円
④ 長期金銭債務	1 4, 0 1 1百万円

(6) 土地の再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年12月31日
再評価前の帳簿価額	1, 3 8 1百万円
再評価後の帳簿価額	2, 6 8 0百万円
評価の方法	

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年政令第119号）第2条第5号によるところの鑑定評価額により算定しています。

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額（時価が帳簿価額を下回る金額） 2 0 5百万円

上記のうち、賃貸等不動産に係る当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 4 9 百万円

(7) 事業年度末日満期手形及び電子記録債権債務の会計処理は、手形交換日をもって決済しております。したがって、当事業年度末日は銀行休業日のため、次のとおり当事業年度末日満期手形及び電子記録債権債務が含まれております。

受取手形	3 5 7百万円
電子記録債権	2 1 4百万円
支払手形	1 7 6百万円
電子記録債務	6 2 0百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1 2, 8 3 9百万円
仕入高	2 1, 1 7 6百万円
営業取引以外の取引高	5 9 7百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
発行済株式 普通株式	112, 714, 687株	一株	一株	112, 714, 687株
自己株式 普通株式	3, 288, 275株	13, 210株	一株	3, 301, 485株

(注) 自己株式増加株式数は、単元未満株式の取得によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰 延 税 金 資 産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	4 2 2 百万円
たな卸資産評価損否認額	3 6 百万円
賞与引当金否認額	2 3 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	2 5 9 百万円
投資有価証券評価損否認額	5 百万円
関係会社株式評価損否認額	2, 5 2 8 百万円
販売用不動産評価損否認額	3 2 百万円
繰 越 欠 損 金	1, 4 5 3 百万円
そ の 他	9 6 百万円
繰 延 税 金 資 産 小 計	4, 8 5 7 百万円
評 価 性 引 当 額	△ 4, 3 2 9 百万円
繰 延 税 金 資 産 合 計	5 2 7 百万円
繰 延 税 金 負 債	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8 3 百万円
特 別 償 却 準 備 金	8 2 百万円
そ の 他	9 百万円
繰 延 税 金 負 債 合 計	1 7 6 百万円
繰 延 税 金 資 産 の 純 額	3 5 1 百万円
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
流 動 資 産 ー 繰 延 税 金 資 産	5 0 3 百万円
固 定 負 債 ー 繰 延 税 金 負 債	1 5 2 百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.7%
住民税均等割額	0.6%
評価性引当額の増減	△28.4%
連結納税による影響額	△8.0%
その他	0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△12.3%

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	昭和電工㈱	被所有 直接 44.0% 間接 0.0%	化学品、軽金属、 無機材料等の売買 資金の借入	営業取引 化学品、軽金属、 無機材料等の販売	6,017	売掛金	2,530
				営業取引 化学品、軽金属、 無機材料等の仕入	18,527	買掛金	6,895
				利息の支払	55	長期借入金	14,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の昭和電工㈱に対する商品販売及び当社の商品購入価格は、取引の都度、市場の実勢価格を勘案して決定しております。また、回収支払条件については、一般の回収支払条件に準じております。当社の昭和電工㈱からの資金の借入については、市場金利を勘案して決定しております。なお、当借入には劣後特約が付されております。また、当社は昭和電工㈱と融資枠設定契約を締結しております。当事業年度末の融資枠は10,000百万円で、借入実行残高はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱ビー・インターナショナル	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付	1,840	長期貸付金	1,750
				資金の回収	400		
				利息の受取	5		
関連会社	コダマ樹脂工業㈱	所有 直接 23.8%	合成樹脂の販売	資金の償還	500	—	—
				合成樹脂の販売	3,922	電子記録債権	2,168

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の㈱ビー・インターナショナルに対する貸付金の金利については、市場金利を勘案して決定しております。なお、当貸付に対して、789百万円の貸倒引当金を計上し、当事業年度において479百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

資金の償還は、コダマ樹脂工業㈱に対する優先株式の償還を受けたものであります。

当社のコダマ樹脂工業㈱に対する商品販売価格は、取引の都度、市場の実勢価格を勘案して決定しております。また、回収条件については、一般の回収条件に準じております。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	サンアロマ 一働	なし	ポリプロピレン樹 脂製品の仕入	ポリプロピレン樹 脂製品の仕入	5,238	買掛金	1,027

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社のサンアロマ一働からの商品購入価格は、取引の都度、市場の実勢価格を勘案して決定しております。また、支払条件については、一般の支払条件に準じております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

53円40銭

(2) 1株当たり当期純利益

16円20銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

昭光通商株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宍戸	通孝	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井	紀彰	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	切替	丈晴	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭光通商株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭光通商株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年2月9日

昭光通商株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宍戸 通孝 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 紀彰 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 切替 丈晴 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭光通商株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および支店等において業務および財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号ロの判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載のとおり、当社は、連結子会社における資金循環取引に起因する「会計処理問題」に関して、東京証券取引所より「改善報告書」の提出を求められ、改善措置の実施状況および運用状況を記載した「改善状況報告書」を提出しました。
今後とも、当監査役会は、再発防止に向けた改善措置ならびにその実施状況および運用状況を監視し、検証いたします。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年2月14日

昭光通商株式会社 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	天	野	賢	ⓐ
監査役 (社外監査役)	酒	井	仁和	ⓐ
監査役	神	田	浩一	ⓐ
監査役 (社外監査役)	桜	井	修平	ⓐ
監査役 (社外監査役)	廣	田	正昭	ⓐ

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 株式の併合の件

1. 株式の併合の理由

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しており、平成30年10月1日をそのための移行期限とすることが定められました。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)を維持することを目的として、株式併合(10株を1株に統合)を実施するものであります。

2. 併合する株式の種類および割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

ただし、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して売却し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、その端数割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合および単元株式数変更の効力発生日

平成30年7月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

40,000,000株

株式併合の割合に合わせて、現行の4億株から4千万株に減少させます。

5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 発行可能株式総数および単元株式数変更(変更案第6条、第8条)について第1号議案「株式の併合の件」が承認可決されることを条件とし、単元株式数を1,000株から100株に変更するために、定款第8条を変更するものがあります。

また、本変更の効力発生日を定めるため、附則を設けるものであります。

なお、第6条の変更につきましては、会社法第182条第2項の規定により株式併合の効力発生日である平成30年7月1日に変更されたものとみなされます。

(2) 責任限定契約を締結できる役員の変更(変更案第28条、第35条)について

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役以外の監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第28条第2項および第35条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第28条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容については、次のとおりです。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第1条～第5条 (省略)	第1条～第5条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は <u>4億株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は <u>4千万株</u> とする。
第7条 (省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

現行定款	変更案
<p>第9条～第27条 (省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>2. 会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第9条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第29条～第34条 (省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (省略)</p> <p>2. 会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第29条～第34条 (省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>2. 会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第36条～第40条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第36条～第40条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(効力発生日)</u></p> <p><u>第1条 第6条および第8条の効力発生日は、平成30年7月1日とする。</u></p> <p><u>(附則の取扱い)</u></p> <p><u>第2条 附則第1条および第2条は附則第1条に定める効力発生日をもって削除するものとする。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（6名）の任期が満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>再任</p> <p>稲 泉 淳 一 (昭和33年6月23日生)</p>	<p>昭和57年4月 昭和電工株式会社入社</p> <p>平成21年11月 同アルミニウム事業部門アルミニウム事業企画室長</p> <p>平成25年1月 同アルミ機能部材事業部長</p> <p>平成26年1月 同執行役員アルミ機能部材事業部長</p> <p>平成29年1月 当社特別顧問</p> <p>平成29年3月 同代表取締役社長兼社長執行役員</p> <p>平成30年1月 同代表取締役社長兼社長執行役員監査室に係る業務担当 現在に至る</p>	43,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>稲泉淳一氏は、親会社に昭和57年入社以来、長きにわたりアルミニウム事業に従事し、平成29年3月より1年間当社代表取締役社長を務めるなど、豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、取締役の職責を担うべく、取締役候補者としております。</p>		
2	<p>再任</p> <p>齋 藤 豊 (昭和34年10月2日生)</p>	<p>昭和57年4月 昭和電工株式会社入社</p> <p>平成23年1月 同人事室長</p> <p>平成25年1月 同総務・人事部長</p> <p>平成28年3月 当社上席執行役員総務部、審査法務部、監査室に係る業務担当</p> <p>平成28年3月 同取締役兼上席執行役員総務部、審査法務部、監査室に係る業務担当</p> <p>平成30年1月 同取締役兼上席執行役員総務部、審査法務部に係る業務担当 現在に至る</p>	24,000株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>齋藤豊氏は、親会社に昭和57年入社以来、長きにわたり管理部門に従事し、平成28年3月より2年間当社取締役として職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し引き続き取締役候補者としております。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	新任 橋本 隆 (昭和32年9月1日生)	昭和55年4月 光興業株式会社(昭和57年昭光通商株式会社に社名変更)入社 平成20年1月 同無機材料本部無機材料部長 平成21年7月 同金属セラミックス本部業務企画推進室長 平成24年1月 同生活環境本部業務企画推進室長 平成26年1月 同執行役員金属セラミックス本部長 平成27年1月 同上席執行役員金属セラミックス本部長 平成27年9月 同上席執行役員金属セラミックス本部長兼金属資材部長 平成29年1月 同上席執行役員金属セラミックス本部長 平成30年1月 同上席執行役員生活環境・アグリ本部長 現在に至る	27,000株
		【取締役候補者とした理由】 橋本隆氏は、昭和55年入社以来、長きにわたり営業部門に従事し、豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、取締役の職責を担うべく、取締役候補者としております。	
4	新任 中村 盛 計 (昭和30年5月28日生)	昭和54年4月 昭和アルミニウム株式会社入社(平成13年昭和電工株式会社と合併) 平成14年1月 SHOWA ALUMINUM(THAILAND)Co., Ltd. 代表取締役社長 平成26年1月 昭和電工アルミ販売株式会社代表取締役社長 平成29年9月 当社上席執行役員社長特命担当 平成30年1月 同上席執行役員企画部、経理部に係る業務担当 現在に至る	0株
		【取締役候補者とした理由】 中村盛計氏は、親会社に昭和54年入社以来、長きにわたり海外事業に従事し、豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、取締役の職務を担うべく、取締役候補者としております。	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
5	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">灘 利 浩</p> <p>(昭和29年1月16日生)</p>	<p>昭和52年4月 新日本製鉄化学工業株式会社(平成24年新日鉄住金化学株式会社に社名変更)入社</p> <p>平成11年4月 同経営企画部長</p> <p>平成15年6月 同取締役経営企画本部長経営企画本部総合企画部長事務取扱</p> <p>平成16年4月 同取締役エグゼクティブオフィサー経営企画本部長</p> <p>平成17年4月 同取締役エグゼクティブオフィサー電子材料事業本部副本部長、同本部企画管理部長、経営企画本部副本部長</p> <p>平成18年5月 同取締役シニアエグゼクティブオフィサー経営企画本部長、電子材料事業本部副本部長、同本部企画管理部長</p> <p>平成19年4月 同取締役シニアエグゼクティブオフィサー経営企画本部長</p> <p>平成20年4月 同取締役シニアエグゼクティブオフィサーコーラルケミカル事業部長株式会社シーケム代表取締役社長</p> <p>平成21年4月 同取締役常務執行役員製鉄化学事業本部長 株式会社シーケム代表取締役社長</p> <p>平成27年4月 同顧問</p> <p>平成28年3月 当社社外取締役 現在に至る</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>灘利浩氏は、化学会社の取締役として経営に携わった豊富な経験・知識に基づき、様々な問題提起を積極的に行っていただきました。引き続き同氏の経験・知識等を経営の監督に活かしていただくため、社外取締役候補者としております。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結をもって2年となります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
6	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">八 田 賢 一 (昭和25年11月10日生)</p>	<p>昭和49年4月 丸紅株式会社入社 平成11年4月 同有機化学品部長 平成13年4月 同化学品部門長補佐兼無機化学 品・アグロ部長 平成15年10月 同化学品部門長補佐兼無機化学 品部長兼農用化学品部長 平成16年4月 同化学品部門長補佐兼基礎化学 品部長 平成17年4月 同化学品部門長代行 平成18年4月 同執行役員化学品部門長 平成21年4月 同常務執行役員化学品部門長 平成22年6月 同代表取締役常務執行役員 平成23年4月 興亜工業株式会社顧問 平成24年6月 同代表取締役社長 平成26年7月 同特別顧問 平成29年3月 当社社外取締役 現在に至る</p>	0株
<p style="text-align: center;">【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>八田賢一氏は、総合商社での取締役として経営に長年携わった経験を有しており、経験・知識に基づき様々な問題提起を積極的に行っていただきました。引き続き同氏の経験・知識等を経営の監督に活かしていただくため、社外取締役候補者としております。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結をもって1年となります。</p>			

- (注)
1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 灘利浩氏、八田賢一氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 灘利浩氏、八田賢一氏が選任された場合、定款の定めに基づき損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
 4. 当社は、灘利浩氏、八田賢一氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める「独立役員」として届出ております。当社は両氏につき、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役桜井修平氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> 桜井修平 (昭和21年5月5日生)	昭和47年4月 弁護士登録 昭和47年4月 石井法律事務所入所(現職) 昭和61年4月 財団法人法律扶助協会(東京支部)理事 平成12年4月 第二東京弁護士会綱紀委員会委員長 平成15年4月 日本弁護士連合会綱紀委員会委員長 平成20年6月 株式会社学研ホールディングス社外監査役 平成26年3月 当社社外監査役 現在に至る	0株

【社外監査役候補者とした理由】

桜井修平氏は弁護士の資格を有し、弁護士としての豊富な経験・知識に基づき、当社の監査に反映していただいております。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外監査役候補者としております。

また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結をもって4年となります。

- (注)
1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 桜井修平氏は社外監査役候補者であります。
 3. 桜井修平氏が選任された場合、定款の定めに基づき損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
 4. 当社は、桜井修平氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める「独立役員」として届出ております。当社は同氏につき、一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しております。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝 14階「天平の間」



〔交通のご案内〕

JR山手線・京浜東北線浜松町駅北口より徒歩7分。
羽田空港から東京モノレール利用で浜松町駅まで23分。
都営浅草線・大江戸線大門駅<B2出口>より徒歩8分。
東京臨海新交通「ゆりかもめ」竹芝駅より徒歩1分。